(三)　事務の委託

(1)　厚生労働大臣は、一時金（(一)の費用を含む。9の(二)の(2)において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができることとした。（第二七条関係）

(2)　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、(1)の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとすることとした。（第二九条関係）

(四)　厚生労働省令への委任

一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。（第三〇条関係）

9　施行期日等

(一)　一時金の請求の期限の検討

一時金の請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　厚生労働省設置法等の一部改正関係

(1)　厚生労働省設置法の一部改正関係

厚生労働省の所掌事務に、一時金に関することを追加することとした。（附則第四条関係）

(2)　独立行政法人福祉医療機構法の一部改正関係

機構の業務に、当分の間、国の委託を受けて、一時金の支払を行うことを追加することとした。（附則第五条関係）

(三)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、5（旧優生保護法一時金認定審査会）は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（政令第一六〇号）（厚生労働省）

1　都道府県知事が行う旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金（以下「一時金」という。）に係る事務の処理に必要な費用として都道府県に交付する交付金の額を、一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣が定める方式によって算定した費用の額とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十一年四月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第十四号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

目次

前文
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　一時金の支給（第三条―第十五条）
第三章　旧優生保護法一時金認定審査会（第十六条―第二十条）
第四章　調査等及び周知（第二十一条・第二十二条）
第五章　雑則（第二十三条―第三十条）
附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにするものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間において施行されていた優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）をいう。

2　この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であって、この法律の施行の日（第五条第三項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。

一　昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

二　昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十一号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術を受けた者（同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

三　昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）